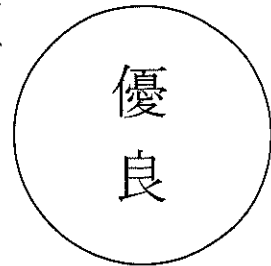


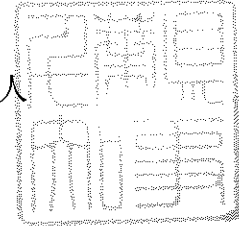
# 産業廃棄物処分業許可証

住 所 千葉県茂原市下太田1311番地1  
氏 名 エコクリーン株式会社  
代表取締役 山崎 忠一



廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証する。

千葉県知事 熊谷 俊 人



許可の年月日 令和6年3月25日

許可の有効年月日 令和13年3月30日

## 1 事業の範囲

### (1) 事業の区分

破碎による中間処理

### (2) 産業廃棄物の種類

木くず（特別管理産業廃棄物であるものを除く。）

※「石綿含有産業廃棄物を含む」の記載のない種類については、石綿含有産業廃棄物を処分できない。

※「水銀使用製品産業廃棄物を含む」、「水銀含有ばいじん等を含む」の記載のない種類については、それぞれ水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等を処分できない。

## 2 事業の用に供する全ての施設

許可証別紙のとおり

## 3 許可の条件

(1) 産業廃棄物の処理により発生する粉じんについては、施設及び集じん機の維持管理を徹底するとともに、散水等により周辺への飛散を防止すること。

(2) 産業廃棄物の中間処理は午前8時から午後5時半までの間の8時間とし、処理施設及び防音壁等の維持管理を徹底することにより、騒音に係る規制基準を遵守すること。

## 4 許可の更新又は変更の状況

平成17年9月16日 新規許可

令和5年12月18日 変更届（保管施設の変更）

令和6年3月25日 更新許可（優良認定）

## 5 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無

有・無

(以下余白)

## 許可証別紙

## 事業の用に供する全ての施設

施設の種類 (許可年月日及び許可番号)	処理能力又は保管量 (設置年月日)	数量	設置場所
破 碎 施 設 (施行令第7条第8号の2) (平成27年2月27日、 第26-2-427号)	木くず 190 t/日 (24 t/時×8時間) 一次破砕機 190 t/日 (24 t/時×8時間) 二次破砕機 56 t/日 (7 t/時×8時間) (平成27年3月31日)	1	千葉県茂原市下太田 字駒形1297番1、 1311番1
木くずの保管施設	404 m <sup>2</sup> 1,293 m <sup>3</sup>	1	
	316 m <sup>2</sup> 857 m <sup>3</sup>	1	
廃プラスチック類の 保管施設	6.2 m <sup>2</sup> 7.8 m <sup>3</sup>	1	
紙くずの保管施設	6.2 m <sup>2</sup> 7.8 m <sup>3</sup>	1	
繊維くずの保管施設	6.2 m <sup>2</sup> 7.8 m <sup>3</sup>	1	
金属くずの保管施設	6.2 m <sup>2</sup> 7.8 m <sup>3</sup>	1	
	6.1 m <sup>2</sup> 4.2 m <sup>3</sup>	1	
	9.2 m <sup>2</sup> 13 m <sup>3</sup>	1	
ガラスくず、コンクリート くず及び陶磁器くずの 保管施設	6.2 m <sup>2</sup> 7.8 m <sup>3</sup>	1	
破碎後物の保管施設	105 m <sup>2</sup> 174 m <sup>3</sup>	1	
	92 m <sup>2</sup> 171 m <sup>3</sup>	1	
	180 m <sup>2</sup> 425 m <sup>3</sup>	1	

(以下余白)